

子育て支援員（仮称）研修制度に 関する検討会（第1回） 議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課

子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会

(第1回) 議事次第

日 時：平成26年8月4日（月）14:01～15:57

場 所：合同庁舎4号館1208特別会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 座長の選任

(2) 子育て支援員（仮称）共通研修の具体的な内容（研修カリキュラム・時間の検討等）について

(3) その他

3. 閉 会

○古川総務課長 それでは、皆様おそろいでございます。また、定刻になりましたので、ただいまから第1回「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」を開催させていただきます。

構成員の皆様方には、本日は大変御多忙のところ御参集をいただきましてまことにありがとうございます。

私は、雇用均等・児童家庭局総務課の古川でございます。座長選出までの間、議事進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に先立ちまして、まず雇用均等・児童家庭局長の安藤より御挨拶申し上げます。

○安藤雇用均等・児童家庭局長 雇用均等・児童家庭局長の安藤でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日御出席の構成員の皆様方におかれましては、日ごろから児童福祉の発展に御尽力をいただき、また今回この検討会への御参加を御承諾いただきまして、心から感謝を申し上げます。

子ども・子育て支援の新制度につきましては、平成27年4月より施行するという方針のもとで準備を進めているところでございますが、これに伴って小規模保育、家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点などの事業が新たに子ども・子育て支援法に基づく給付や事業としてできるわけでございまして、これらの事業につきましても事業が拡大されることに伴って従事する人材の確保というものが問題となってまいります。

このため、子育て経験のある主婦の方を初め、これらの分野に従事しようとされている方々に必要な研修を受けていただいて、その研修を修了された方を、仮称でございますが、子育て支援員（仮称）として認定して、子育て支援分野で御活躍をいただく、こういうことを目的といたしました子育て支援員（仮称）研修制度を創設したいと考えております。

子育て支援員（仮称）の認定を受けるために必要な研修は、子育て支援員（仮称）の質を確保する観点から大変重要なものとなりますので、これらの子育て支援員（仮称）研修につきまして皆様方の御意見をお聞かせいただき、この研修の内容を定めていきたいと考えまして今回お集まりをいただいた次第でございます。

この制度につきましては、安倍総理を初め、皆様方の期待も非常に高いものがございまして、総理御自身が子育て支援分野での主婦の方の活躍について発言なさって、成長戦略にも大きく取り上げられ、また各方面からのお問い合わせもいただいているところでございます。この子育て支援員（仮称）研修を時代の要請に応えた充実した研修とすることによりまして、子育ての現場で働く方々の裾野を広げていくことにも役立つようにしたいと考えておりますので、ぜひ皆様方、活発な御議論をいただけたらと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○古川総務課長 続きまして、構成員の皆様の御紹介をさせていただきます。五十音順に御紹介をさせていただきます。

伊藤誠二構成員です。

尾木まり構成員です。

古閑祐樹構成員です。

汐見稔幸構成員です。

新保幸男構成員です。

堤和子構成員です。

橋本真紀構成員です。

堀内智子構成員です。

松村祥子構成員です。

薬師寺順子構成員です。

また、本日は御欠席でございますけれども、矢藤誠慈郎氏にも構成員をお願いしております。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。

雇用均等・児童家庭局長の安藤でございます。

総務課少子化対策企画室の鈴木でございます。

職業家庭両立課の鈴木でございます。

家庭福祉課の尾高でございます。

育成環境課の竹中でございます。

保育課の田野でございます。

私は先ほど申し上げましたけれども、総務課の古川でございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料が5種類、それから参考資料が1～6－2までございます。

資料1でございます。「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会の設置について」。

資料2が、「検討会の公開の取扱いについて（案）」。

資料3が、「「子育て支援員（仮称）研修制度に関する検討会」における検討項目」。

資料4が、「子育て支援員（仮称）の創設について（案）」。

資料5が、「子育て支援員研修（仮称）の構成・科目等（案）」。

参考資料1でございますが、「関係事業等の概要について」。

参考資料2が、「他制度の認定研修カリキュラム等について」。

参考資料3が、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（抄）」。

参考資料4が、「指定保育士養成施設の指定及び運営基準について」。

参考資料5が、「子育て支援（仮称）研修の従事要件等の整理」。

参考資料6－1が、「構成員提出資料」で伊藤構成員。

参考資料6－2が、「構成員提出資料」で矢藤構成員。

以上、お手元でございますでしょうか。不足の場合はお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。議事の1は「座長の選出」についてでございます。当検討会の座長選出についてでございますが、御意見はございますでしょうか。

松村構成員、どうぞ。

○松村構成員 本会の座長として、汐見構成員を推薦いたします。よろしくお願いいたします。

○古川総務課長 ただいま御推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○古川総務課長 ありがとうございます。異議なしということでお声をいただきましたので、汐見構成員に座長に就任をしていただきたいと思います。恐縮でございますが、汐見座長にはお席の御移動をお願いいたします。

（汐見構成員 座長席へ移動）

○古川総務課長 それでは、以降の議事進行は汐見座長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○汐見座長 それでは、御指名に基づきまして座長を務めさせていただきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、今後の議事を円滑に進めるために座長代理を置かせていただきたいと思います。私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○汐見座長 それでは、私のほうから指名させていただきます。尾木まり構成員に座長代理をお願いしたいと思います。御異議はございますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○汐見座長 よろしいでしょうか。それでは、御賛同いただきましたので、私が相談させていただく役割、そして私に何かあったときに代理をしていただく役割を尾木構成員にお願いしたいと思います。

安藤局長は所用がございますので今、退席されましたが、御了解いただきたいと思います。

それでは、議題に入らせていただきます。事務局のほうから、最初に本検討会を進めるに当たっての公開の取り扱いについて御説明をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料2について御説明させていただきます。資料2をお手元をお願いします。

検討会の公開の扱いにつきましては、本検討会と議事要旨及び資料は公開とする。ただし、特段の事情がある場合には座長の判断により会議を非公開とする。

その特段の事情というのは以下にある①～④まで、個人に関する情報を保護する必要がある場合、特定の個人にかかわる専門的な事項を審議することによって圧力や干渉の影響を受け、委員の適切な選考に困難となる支障を来すおそれがある場合。3番目で、国民の

誤解や憶測を招き、国民の間に混乱を生じる場合。4番目で、特定の者に不当な利益を与え、または不利益を及ぼす場合とあります。

説明は以上でございます。

○汐見座長 今回の御説明、御提案がございましたけれども、資料2に基づいて検討会は公開が原則でございますので、公開という方向で進めたいと思いますが、御異論ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○汐見座長 それでは、公開という形で進めさせていただきたいと思います。

では、最初に本検討会の開催の趣旨、検討すべき事項、それから子育て支援員研修制度、仮称でございますが、それについて事務局のほうから最初に御説明をお願いしたいと思います。お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料1をごらんください。資料1では、検討会の設置について整理しております。

「目的」にありますように、社会保障・税一体改革によりまして子ども・子育て支援新制度の実施や社会養護の充実が挙げられており、新制度では平成27年4月から施行する方針のもと、取り組んでいる。そのため、小規模保育や家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等、新たに子ども・子育て支援法に基づく給付・事業となっております。

また、社会的養護につきましても、より家庭的な養育環境を整備するということになっておりまして、これらの事業等の拡大に伴って従事する人材の確保が必要となります。

子育て支援分野に従事するために必要な研修を実施した上で、当該研修を修了した者を認定し、子育て支援分野で活躍していただくことを目的としまして、子育て支援員（仮称）研修制度を創設することをいたしたいと考えております。

このため、子育て支援員（仮称）研修の認定を受けるために必要な研修のカリキュラムですとか研修時間について、雇用均等・児童家庭局長のもと、学識者の参集を求めて検討を行うことといたしております。

検討会の構成につきましては、本検討会を親会といたしまして、そのもとに専門研修のワーキングチームを置くこととしております。4つございまして、放課後児童クラブの専門研修ワーキングチーム、社会的養護、地域保育、地域子育て支援、この4つの専門ワーキングチームを置くこととしております。それぞれのワーキングチームの構成員については、3ページ目に別紙で整理しております。検討会等につきましては、それぞれ座長を置くこととしております。

次の2ページ目でございますが、「検討事項」について記載しております。3の（1）で、子育て支援員（仮称）研修の具体的な内容、研修カリキュラム・時間等の検討をする。2番目で、（1）のほか、子育て支援員の制度化に向けて専門的な検討を要する事項について御検討いただくということでございます。

4番目が、「運営」についてそれぞれの親会、ワーキングごとに事務局を置くということ整理をさせていただきました。

5番目で、本要綱に定めるほか、検討会の運営に関し、必要な事項については各座長が雇用均等・児童家庭局長と協議の上、定めるというふうに整理させていただきました。

続きまして、資料3でございます。資料3では、具体的な検討項目について整理をさせていただきました。

繰り返しになりますが、1の(1)の1つ目のポツで研修科目と時間と内容。2つ目のポツで子育て支援員(仮称)が家庭的保育者ですとか放課後児童の支援員を目指しやすくするためのカリキュラム等についてどのような仕組みがあるのか検討するという事になっています。

(2)で、本研修制度の専門的検討を要する事項について検討するというものです。

2番目で、「今後の予定」としまして8月上旬、本日、親会を開催しておりますが、8月上旬から9月上旬で共通研修の検討、並行しまして10月中旬までの間に専門研修ワーキングのそれぞれの検討ということと、最終的に11月下旬までに専門研修、共通研修の全体を取りまとめること、こういったスケジュールで検討を進めたいと思っております。以上でございます。

○汐見座長 ありがとうございます。子育て支援員(仮称)研修制度の検討会が何を検討するのか。その課題と、この検討会のそもそもの趣旨等について御説明がございましたが、今の御説明に対して何かございますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 座長、資料4の説明を漏らしておりました。失礼いたしました。

資料4をごらんください。資料4では「「子育て支援員(仮称)」の創設について」、イメージ図と具体的な項目で整理しております。子ども・子育て支援新制度では、保育所ですとか認定こども園だけではなく、地域の子育てニーズに対応したさまざまな事業がございます。こうしたものの量的拡充を図っていくということになっております。そのため、これらの事業について保育士以外の担い手の確保が必要になるわけでございますけれども、担い手を確保するために子育てが一段落した専業主婦等、もちろん専業主婦に限るものではございません。さまざまな意欲ある方々に広く参加していただきたいと考えておりますが、そういった方々に「子育て支援員(仮称)研修」を受けていただいて人材養成し、子育て支援員(仮称)として認定いたしまして、真ん中の赤いラインの中にあるようなさまざまな子育て支援分野の従事者として従事していただきます。それぞれ小規模保育であれば保育従事者、家庭的保育であれば家庭的保育補助者として従事していただき、子育て支援員(仮称)の認定を受けていただいてそれぞれの分野で従事していただく、活躍していただくということを考えております。

その後、さらに意欲のある方、希望のある方につきましては保育士ですとか家庭的保育補助者ではなくて家庭的保育者になっていただく、あるいは、放課後児童支援員になって

いただくということを考えている仕組みでございます。

おめくりいただきまして、資料の３ページをごらんください。上のほうの「趣旨」は若干今まで御説明したことで重複しますが、子ども・子育て支援新制度においては小規模保育や家庭的保育、ファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点等が新たに法律に基づく給付・事業となり、これらの事業の拡充に伴って人材が必要となります。このため、育児経験が豊かな主婦等を対象に必要な研修を提供して、研修を修了した者を子育て支援員（仮称）として認定する、その上で、これらの分野で活躍していただくことを目的としております。

具体的な制度を整理したものが中ほどでございます。研修につきましては国が示すガイドラインによって全国共通の研修課程として都道府県、または市町村が実施することを考えております。都道府県と市町村を併記しているのは、新制度では地域型保育の事業につきましては市町村が実施主体になりますので、市町村が実施主体と考えております。さらに、小さい市町村では研修等の実施が困難なところがございますので、全体の調整ができる都道府県も事業の実施主体として併記しております。

研修を修了した方につきましては実施主体が子育て支援員（仮称）と認定をし、全国で通用するものとします。ここで全国で通用するというのは、全国の共通の課程で学んだ者が、これまでの事業であるとそれぞれ研修を実施した市町村の管内、その限りでの認定になりますが、全国共通の課程でございますので認定された子育て支援員（仮称）は全国のどこでも就業できるというものを考えております。

次の４ページ目をお開きください。研修のイメージ図を整理しております。これまでそれぞれの事業ごとに縦串で行われてきた研修につきまして、ここにある分野について基礎的な共通する部分について横置きにして、共通部分については１０時間程度の研修内容と考えています。さらに、その上に保育コースですとか放課後児童コース、社会的養護コース、相談援助コースとして専門的な部分について学んでいただくということを考えております。

保育コースであればこれまで事業ごとに研修が行われ事業間の運用はできませんでしたが、この５つの事業であれば保育コースを修了した方についてはどの事業でも従事できるということを考えております。

さらに、例えば放課後児童クラブで補助者として従事する共通研修と放課後児童コースを学んだ方が保育コースで例えば一時預かりに従事してみたいという場合につきましては、共通研修を免除するというのを考えております。これによってさまざまな事業、これまでは１つの研修を受けるとその事業しか従事できなかった方が、共通する部分については広くさまざまな事業ができることになりまして、共通研修が免除されることになりまして、より幅広く人材が活用できるというものを考えているところでございます。

この時間数につきましては、現在置いている共通研修と保育コースで想定しているイメージは、現行の家庭的保育の基礎研修の時間数をイメージして仮置きしております。これから時間数につきましても内容と合わせて御検討いただきたいと思います。っております。

説明は以上です。失礼しました。

○汐見座長 ありがとうございます。

私が復習することはないと思うのですが、幾つかポイントがございましたのでちょっと確認をさせてください。

本検討会では、大きく2つのことを検討する。1つは子育て支援員研修の具体的な内容を検討することと、もう一つはもしできたらということだと思いますが、この子育て支援員をきちんと制度化していく。例えば、さらに保育士資格を目指したいという人に対してどのような権利を与えるか等のキャリアアップ的なシステムをつくることが可能かどうかというようなことについても検討をしていただきたいというのが検討依頼事項だと解釈してよろしいかと思います。それで、実際にはワーキングチームに分かれてやっていただきたいという御依頼でございました。そのメンバーも定められています。

それで、私が今伺いして大体こういうことかなと、先ほどの資料4のところで本当に検討しなければいけないことは幾つかあるのですが、子育て支援員は今、仮称となっていますから、この名称でいくのかどうかということについてもやはり検討しなければいけない。それから、子育て支援員というのが総称ですけれども、実際には働く部署によっては小規模保育では保育従事者ですが、家庭的保育だったら家庭的保育補助者になりますし、ファミサポだったら提供会員、乳児院だったら補助的職員、障害施設だったら指導員等々、さまざま役職の名前は変わっていきますが、いずれにしても補助的な仕事ということである程度限定するということで、どのあたりまで限定するのかということについてもやはり議論しなければいけないことになっていくだろうと思います。

それで、今伺いして1つ皆さんで共通に確認しておかなければいけないと思ったのは資料4の3ページでございます。これは国が示すガイドライン、つまりここで今、私たちが議論することの内容がガイドラインになって、これが全国共通の研修課程となる。つまり、今、家庭的保育者の研修課程がそういう形になっていますが、都道府県、あるいは市町村が実施するにしても、その課程そのものは全国共通にしていきたいということです。したがって、東京で取っても埼玉で仕事をすることが可能になるわけであります。そういうことを含んだ上での検討をお願いしたいという趣旨だと御理解いただきたいと思っています。

そして、資料4の4ページは一応こういうふうに決まっているということではなくて、大体厚労省のほうとしては共通時間として共通研修で10時間程度、その上に2階建てのそれぞれの分野に応じたコースの研修というものを考えて、大体この程度の時間でいいのではないかという案が出されていると御理解いただいて、そのことを含めて御検討いただきたいということであると思います。

そういうことで、今の御説明と御提案について何か御意見、御質問がございましたら出していただきたいと思います。発言をお願いいたします。

では、尾木構成員お願いいたします。

○尾木構成員 尾木でございます。全体の枠組みについて少し意見を申し上げたいと思います。

まずは、全国共通の資格制度というか、認定研修制度というのでしょうか。研修体系を設けることの意義としては、これまで資格をもたずに、あるいは研修を受講せずに子育て支援の分野でかかわる方たちも多くいらしたことを考えますと、基本的な研修を受けて子育て支援に関与する方たちがふえることは非常に意義があると思っています。

この子育て支援員のねらいとして、全国で統一的な制度としてどこで研修を受けてもある程度均質な研修を受講することができるようになること、それからまたその研修を受講しているとほかの地域であるとか、あるいはほかの分野でも活用できるということも、ある意味で意義は認められると思っています。

ただし、この子育て支援員の仕組みの中で、資格等を持たない方たちが受講しやすく、そしてハードルを余り高く設定しない。それで、全体としての時間数もある程度抑えたいというような意図が感じられるものになっていると思います。

しかし、この子育て支援員の対象範囲が非常に広くて、ゼロ歳から18歳未満までの子どもを対象にしていること、それから放課後児童であるとか、社会的養護の必要な子ども、それから保育、子育て支援というような非常に広い対象とすることによって、先ほど家庭的保育事業の研修の時間数を参考にしておられるとおっしゃっていたのですけれども、それぞれの研修の対象範囲が広がることによって、同じ時間数でも非常に内容的には全般を捉えることになって、例えば地域型保育の補助者、あるいは従事者となるにしても、同じ時間数の研修を受講しても、それぞれの保育に見合った研修内容としては内容が薄いものになるのではないかという懸念があります。

もう一つは、この子育て支援員という資格というか、研修制度の対象はどういう方を考えるかということですが、主婦層に限らず広く子育て支援等にかかわる方をふやすということはいいと思うのですが、実際に現在の家庭的保育等で補助者として働いている方は資格のない人だけではなくて、保育士の資格も持っているけれども、現在のライフステージではフルタイムで働くことができない、あるいはその適切な働き先がないというようなことから補助者として働いていらっしゃる方もいます。

ですので、この子育て支援員の対象というのは決して資格のない人ではなくて、資格を持った方たちにも同じような研修を受けていただくという仕組みにしなければ、どういう研修を受けて補助者となるかというようなところが違う人たちができてしまうことも懸念されます。

また、さらには家庭的保育や小規模保育、それから一時預かり事業についても、来年度からは一時預かりも含まれますけれども、家庭的保育事業相当の研修を受講するということで、特に家庭的保育と小規模保育C型については、保育士の資格を持つ家庭的保育者も同じ研修を現在受けている状況にあります。その研修と、それから子育て支援員の家庭的保育の補助者となる人の研修が基本的には同じものであってほしいわけですが、そ

こにまた違う研修を受けた人たちが一つの保育をすることについても少し懸念されるところです。

では、そういったことを踏まえ、現在家庭的保育事業の基礎研修となっている内容をカバーしていただくということを考えてみると、今度はこの子育て支援員に受けていただく研修時間というものがどんどん長くなってしまおうというような懸念もありますので、その辺をどう考えるかということが一つの検討課題かと思っています。以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。後で資料5の説明を受けた後にもう少し議論したいと思いますので、そういうことを踏まえた上でまた御発言をお願いしたいと思いますが、先ほどの資料2、3、4の御説明についての御質問、御意見に今は限定させていただきたいと思います。どうでしょうか。

では、堤構成員をお願いします。

○堤構成員 堤です。よろしくお願いします。

1つ質問なのですが、今後、新制度後にはこの子育て支援員の研修を受けないと、例えば拠点のスタッフであったり、ファミサポであったり、研修が義務ではない仕事もできなくなるということですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 従事要件になっているもの以外については、例えば地域子育て支援拠点事業などは研修を受けなくても従事することは可能です。

一方で、質の確保をいたしたいのでこういった研修を受けた方が望ましいということがございますけれども、特に従事要件でないので従事することは可能です。

○汐見座長 どうでしょうか。

では、どうぞ。

○橋本構成員 橋本でございます。この全体の枠組みの中で、利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業のことについて少し意見を述べさせていただきます。

利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業といいますのは皆さんも御存じのとおり、いわゆる保育等の直接処遇職員の業務とは大きく異なる役割を担っております。この図のまま理解しますと、利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業が保育、ケアワークを中心とした事業と同じような基礎研修を受けて、そのまま職員になれるように理解されていると思います。

特に、地域子育て支援拠点事業は先ほど研修の仕組みのところがありましたように、ほかに何も研修を受けずにこのままということになっておりますので、そのような保育を中心とした基礎研修だけでこの拠点事業を担う、あるいは10時間ほどの短い研修で利用者支援事業を担うということは少し無理があるのではないかと考えております。

○汐見座長 今のような御意見についてはまたもう少しみ合わせた議論をさせていただきたいと思いますが、差し当たり先ほどの御説明に対する御意見、あるいは御質問をお願いしたいと思います。

○松村構成員 松村でございます。全体的なことで伺いたいのですけれども、伺っている

と、この子育て支援員というものができるとは子どもの福祉にかかわる人たちが自分の個別の分野だけを知っていればいいわけではないし、現実に実践の場でも横の連携がすごく必要な時代になっている中で、その共通認識を持ちながら子育て支援員が子どもの支援をするという同じ思いでやっていくということはとてもいいことだと思うのです。

ただ、これが今、出てきたいきさつということについてももう少し御説明をいただければと思いますが、主婦等の人材をもう少し積極的に活用して裾野を広げるということが先行して出てきたのか。私が最初に言ったように、現実のいろいろな子育てにかかわる人たちの内面的なニーズというものからも出てきているのか。この点はいかがでしょうか。

○汐見座長 それでは、お願いします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 まさに2つの面がございまして、新制度では27年4月からさまざまな従事者が必要で、その中には保育士資格を持たない方も位置づけられているということで、もともとそういった新しい子育ての新制度が広がっていく中で人材が必要になってくるというのが一つの側面でありました。

さらに、今年の3月に産業競争力会議の中で女性の就業機会の拡大という話がございまして、その両面から子育て支援員（仮称）研修制度の創設に至りました。

○汐見座長 私のほうからまた質問させていただきますけれども、今の御質問との関連で、資料1で御説明があったところにちょっと主語があいまいな文章があります。

真ん中のところに、新制度ができて多様な施設ができて、そこで働く人を確保しなきゃいけないということが1つだということがありまして、その後に第3パラグラフですか、「これらの事業等の拡大に伴い」ということの後に「子育て支援分野で活躍して頂くことを目的とした、子育て支援員（仮称）研修制度を創設することとしている」とあります。これは、誰が創設することにしたんですか。この「することとしている」ということの主語は厚労省ですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 5月26日の産業競争力会議において田村大臣から子育て支援員（仮称）制度の創設についてご発表がございまして、そういったことからこのような表現にしております。

○汐見座長 ということは、これは産業の活性化といいますか、今のアベノミクスの一環として女性労働力の活用ということが言われている中で、そちらのほうから出てきた要請に対して厚生労働省のほうから、それでは子育て支援員研修制度というものを創設することによってそれに対応した結果、出てきている制度だというふうに御理解いただきたいと思います。

だから、さっきの御質問に対しては2つの背景があるというふうに今、答えていただきましたけれども、新制度からこういう人たちが必要だということと、産業分野のほうから女性労働力の活用ということが出てきて、それに対応するということもあって、こういう制度としてきちんと位置づけたいというような対応の仕方をしたということで御理解いただければいいと思うのですが、よろしいでしょうか。

後でまた議論になると思いますけれども、子育てが一段落した専業主婦等という限定と
いますか、それをどこまでつけるのかということもこの検討会の一つの課題になってく
ると思いますが、今ちょっと御質問を出していただきますともう少し中身に突っ込んだこ
とになってきそうですので、資料5についても先に御説明いただけるでしょうか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 それでは、資料5をお開きください。

資料5の1ページ目では、子育て支援員(仮称)の研修について構成を整理しております。
左側に子育て支援員(仮称)の従事先として想定している主な事業を整理しまして、その隣
の欄に「職名」、小規模保育B型であれば保育従事者、事業所内の19名以下であれば保育
従事者といった形でござんください。

真ん中、3つ目の欄は「受講する研修」ということで、小規模保育B型からファミリー・
サポート・センターまでについては共通研修と専門研修の地域保育を受講するとしており
ます。その下の放課後児童クラブにつきましては、補助員について共通研修と専門研修の
放課後児童、次の乳児院と児童養護施設につきましては補助的職員を対象にしまして共通
研修と専門研修の社会的養護、利用者支援につきましては専任職員に対して共通研修と専
門研修の地域子育て支援というものを想定しております。地域子育て支援拠点につきまし
ては専任職員で共通研修のみということ、その右側に従事要件となっているものにつ
きましては小規模保育B型から一時預かりについては研修が従事要件となっているという整理
でございます。

「備考」に、その従事要件の根拠となっているものを整理させていただいております。
それ以外のファミサポ、放課後、乳児、利用者支援事業者につきましては従事要件にな
ってはいません。従事に当たり研修は要件になっていませんが、質の確保や向上のためには
研修受講が望ましいというふうに整理させていただいております。

次に、1ページおめくりいただきまして2ページでございます。2ページから3ページ
につきましては、今回の制度につきましてどのような制度にするかというイメージを整理
しております。

「事業の目的」につきましてはこれまで申し上げたものと重複しますが、小規模保育等
が地域のニーズに応じた子育て支援の充実を図るため、人材確保が必要であるということ。
小規模保育等については多様な実態にある事業からの移行が想定されるので、保育士以外
の方も配置基準に含まれている。その際には、一定の研修が義務づけられています。先ほ
どの従事要件になっているものというところでございます。それ以外の研修を義務づけて
いない事業についても、質の確保を図る観点から研修を実施したらどうかということを事
業の目的としております。

事業の主体につきましては、「実施主体」は都道府県、市町村と先ほども説明したと
ころでございます。次に、矢印で社会福祉協議会や保育士の養成校、あるいは地域のNPOなど、
子育て支援分野への事業者に対しての委託も可能であるという仕組みを考えております。

「子育て支援員(仮称)」ですが、都道府県、または市町村が行う研修を修了して認定

を受けた者を子育て支援員(仮称)としますということで、「研修対象者」につきましては子育て支援分野の各事業へ従事することを希望する者を対象に研修を実施するということで、対象者の限定はしていないところでございます。

3 ページ目で、「研修内容」につきましては繰り返しになりますが、各事業に共通する「共通研修」と分野別の「専門研修」、放課後児童コース、社会養護コース、地域保育コース、地域子育て支援コースにより構成されます。

「実施上の留意点」でございますが、認定証の交付は共通研修と専門研修修了者につきましては子育て支援員(仮称)〇〇コースと、例えば社会的養護コースなどとなることを想定しています。共通研修のみの方につきましては、共通研修コース修了というふうな形を考えています。

ポツの2つ目でございますけれども、これも繰り返しでございますが、既に共通研修と専門研修を受けた方がその他の専門研修、例えば社会的養護を受けて認定された方が放課後希望する場合については共通研修を免除するというのを考えています。

ポツの3つ目でございますけれども、全国共通の仕組みということになりますので、各実施主体におきましてこういった方が研修を修了したかという情報の管理をするということを整理したいと考えております。

続きまして、4 ページでございます。4 ページ目から6 ページ目までにつきましては共通研修のイメージが整理されていまして、7 ページ目、8 ページ目は専門研修ですが、専門研修はこれから専門研修のワーキングで御議論していただくこともございますので科目名の整理のみとなっています。全体で共通研修はこういった科目があるということと、専門研修については参考程度になっていますけれども、4 ページ目までお戻りいただきまして共通研修の科目と内容のイメージを整理させていただきました。

4 ページ目の枠の中でございますが、「共通研修の目的」としましては子育て支援員(仮称)研修として子育て支援分野に従事する者に必要な基礎的知識や技術等について習得して、その資質を確保することを目的とするとしております。9 科目10時間の科目を整理しておりますが、「科目の考え方」につきましては子育て支援分野に共通する基礎的な知識や技術の習得に必要と考えられる児童福祉や保育の新制度に関することですとか、子どもの発達に関すること、または「遊び」への理解、保護者とのかかわりや支援、事故予防や事故の発生に対する対応、子どもの虐待ですとか障害児に対する基礎的なことについて習得することを考えております。

具体的な科目と時間数の内容につきましては、4 ページ目、5 ページ目、6 ページ目にそれぞれ整理させていただきました。

具体的には、①番目で「子育て支援員制度の概要」としまして、講義で時間数が60分ということで、子ども・子育て支援新制度に関する概要ですとか、子育て支援員に関する役割を「考えられる項目」として整理し、「目的」と「考えられる視点」として右に2つ整理しました。子ども・子育て支援新制度の概要の理解ですとか、子育て支援員(仮称)の基

本的姿勢となっています。5 ページ目でございますが、それぞれの科目ごとに「区分」と「時間数」と考えられる「内容」と「目的」をそれぞれ整理させていただきまして、「備考」欄にさらに考えられるものとして整理をさせていただきました。それが6 ページ目まで、9 科目を整理しております。

事業についての説明をこれまでしなかったもので、事業に関して少し補足的に説明させていただきます。1 ページ目にお戻りください。1 ページ目に書かれている事業ごとに、事務局の各担当から御説明させていただきます。

事業概要につきましては、参考資料1に「関係事業等の概要について」として参考資料をつけております。詳細はこちらをごらんいただきたいのですが、簡単に御説明しますと、私のほうからは下2つ、「利用者支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」について御説明させていただきます。

利用者支援事業につきましては、さまざまな悩みや相談事を持つ子育て家庭の「個別ニーズ」を的確に把握して必要な支援を受けられるようなことを目的とした事業でございます。

事業につきましては「利用者支援」と「地域連携」という2区分がございまして、教育・保育施設や地域子育て支援事業の利用に当たっての必要な情報の収集ですとか提供や、必要に応じた相談援助を行う利用者支援と、地域連携としまして関係機関との連絡調整ですとか連携・協働の体制づくりや地域の子育て支援の育成、地域課題の発見等、あるいは社会資源の開発等を行うものと整理しております。

この「利用者支援」と「地域連携」の双方を実施するのを基本型としまして、利用者支援についての一部を実施する、あるいは地域連携については必ずしも実施しないものを「特定型」として、「基本型」と「特定型」の2つを設けております。どちらも専任の職員を1名ずつ配置するとしております。

専任職員につきましては、医療、教育、保育施設や地域の子育て支援拠点等に従事することができる資格を有している者や、地方自治体が実施する研修を修了した者のほか、育児、保育に関する相談指導等について相当な知識、経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者として市町村が認めた者としております。必ずしも資格要件ですとか研修の受講要件は付しておりませんが、事業内容から相当高度な知識、技能が求められると想定しており、事後的でも構わないので研修を受けていただきたいと求めているところでございます。

本事業につきましては、子ども・子育て支援制度の中で新しく創設された事業でございまして大変重要な事業と考えております。新規の事業であるため、これまで実績はございませんが、今後の事業の普及・発展に向けてその担い手となる従事者の確保、育成のためにこの子育て支援員(仮称)研修制度を活用したいと考えております。

次に、「地域子育て支援拠点事業」でございます。地域子育て支援拠点事業につきましては、少子化や核家族化の進行に伴って地域社会の変化や子ども・子育てにおける環境は

大きく変化している中で、家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する孤独感ですとか不安感が増大しているということがございまして、これを緩和するために地域において子育て親子の交流ができる場を設置するという事業でございます。

本事業につきましては、公共施設ですとか空き店舗、公民館、保育所等、児童福祉施設や小児科の医院等の医療施設において、子育て親子が集う場所として適した専用の場所で専任の職員を配置して事業を行うこととしております。

専任の職員につきましては、子育て親子の支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任の者としておりまして、これにつきましても資格要件ですとか研修の受講要件は付しておりません。

今後、新制度のもと、さらなる充実を図っていくこととしておりまして、職員の資質の向上も図っていく必要があるということで、この子育て支援員(仮称)研修制度の枠組みを使って研修をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○田野保育課課長補佐 保育課の田野でございます。私からは、先ほどの参考資料5の小規模保育、家庭的保育、一時預かり、事業所内保育について少し御説明させていただきます。参考資料1の「関係事業等の概要について」という方がわかりやすいので、こちらを見ながら手短かに御説明させていただきます。

子ども・子育て支援制度におきまして、地域型保育事業ということで新たに市町村の認可事業となるのがこの小規模保育事業、家庭的保育事業、地域のお子さんを一定受け入れる事業所内保育事業でございます。いずれも、3歳未満のお子さんを基本的に対象とするということになってございます。

順番に小規模保育事業のほうから御説明しますと、今までございます認可保育所については定員が20人以上のものについて、一定規模以上のものが認可をされるということになってございます。それで、今回小規模保育事業ということで6人以上19人以下のものについても市町村の認可事業ということで事業化をするということになっておりまして、これについては待機児童が多い都市部などですと20人規模の保育所を設置するのは土地の確保が難しいですとか、逆に地方でお子さんが大分減ってきたということで、20人規模の保育所が維持できないというような場合にこの小規模保育というものを設置するということが期待されている役割でございます。

小規模保育事業についてはA、B、Cと3つの類型がございまして、A型については職員の配置などを見ていただきますと全部保育士ということで、基本的に配置基準は保育所と同じということで、参考資料の1の一番上の○のところに書いてございますけれども、A型というのは保育所の分園ですとかミニ保育所に近い類型ということです。それで、C型につきましては家庭的保育、同じ建物の中で複数で協力しながら実施するという形態がございまして、グループ型小規模保育というものがございまして、それに近い類型ということがございますので、職員の配置を見ていただきますと3対1と書いておりますけれども、家庭的保育者1人に対してお子さん3人、補助者を置く場合はお子さん5人に対して補助

者を含めて2人の職員で対応することが可能ということになってございます。

それで、資格につきましては家庭的保育者のところを見ていただきますと、※で書いてございますとおり、市町村長が行う研修を修了した保育士と、研修を修了して保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者ということになってございます。ですので、保育士の方が家庭的保育者になりたいという場合でも、現行基礎研修というものを受講していただくことになってございますし、保育士資格を持たない方については基礎研修と、あとは認定研修というものを受講していただきまして、それによって保育士と同等以上の知識、経験を有するということで研修を受講していただくことになってございます。

B型につきましてはさまざまな事業形態からの移行を想定しているということがございまして、保育所の配置基準プラス1人と、あとは職員の資格については2分の1以上が保育士ということにしてございまして、その2分の1以上の方以外、保育士資格をお持ちの方以外については研修を実施するということになってございます。これが、小規模保育でございます。

1枚おめくりいただきまして2ページ目でございますが、「家庭的保育事業」というものが一番左にございます。これは保育者の居宅、その他の場所で保育を行う事業ということになってございまして、先ほどのC型と同じように家庭的保育者1人当たりお子さん3人というのがこの3対1と書いてある部分ですけれども、保育者プラス補助者を置いた場合は5対2ということで、お子さん5人を保育することができることになってございます。この資格については、先ほどC型のところでお話をしましたものと同じ資格になってございます。

「事業所内保育事業」につきましては、20人以上については保育所と同じ基準ということで、職員配置、資格についても同じということになってございます。19人以下については小規模事業のA型、B型の基準と同じということですので、半分以上は保育士を置くようにということになってございます。

次の3ページ目が「一時預かり事業」でございます。「現状」というところを見ていただきますと「保育所型・地域密着型」ということで、保育所型は保育所で実施する形態で、職員は保育士ということになってございました。地域密着型というのは、地域子育て支援拠点ですとか駅周辺等の利便性の高い場所で行う一時預かりということで、これについても職員は保育士ということになってございました。

「地域密着Ⅱ型」というのは、地域密着型と場所については同じ利便性の高い場所となつてございますけれども、職員については保育士が1名以上いればいいということになってございました。

26年度、保育緊急確保事業ということで実施している部分につきましては、これまで保育所型、地域密着型、あるいは地域密着Ⅱ型といったものについて一般型に移行するというようにしてございまして、これについての職員配置は2分の1以上は保育士という

ことにしてございます。ですので、残りの保育士の資格を持たない方については研修を受講するという事になってございます。

それから、ここに書いてございますのは保育所等の職員の支援が受けられる場合は保育士1人以上、利用児童が少ない場合は具体的にいうと3人以下ということなんですけれども、3人以下の利用児童というような規模が小さなものについては、家庭的保育者と同等の研修を受けた方であれば保育士資格のある方がいらっしゃらなくても構わないというような仕組みになってございます。

「余裕活用型」というのは「保育所等」と書いてございますけれども、小規模保育ですとか家庭的保育なども含めまして、利用定員のすき間といいますか、範囲内で一次預かりをするものになってございます。

27年度以降、新制度施行以降につきましては「一般型」「余裕活用型」、あとはこれまで幼稚園の預かり保育で行っていた部分について「幼稚園型」ということで一時預かりの対象になるということと、新たに「訪問型」ということで児童の居宅において一時預かりをするような形態も新制度施行後は一時預かり事業ということで実施することになってございます。

参考資料5では、先ほど言いました研修が必要な方について書いてございます。参考資料5の1ページ目の上から「小規模保育（B型）」ということで保育士が2分1以上とっていますので、それ以外の方については黄色の部分ですけれども保育従事者ということで、今回の子育て支援員でいうところの共通研修と保育コースと書いていますが、地域保育の部分を受講していただく。

あとは、「小規模保育（C型）」についても家庭的保育の補助者の部分ですね。従来であれば基礎研修を受講される方について、子育て支援員の共通研修と地域保育のコースということになってございます。

「家庭的保育」も同じく、家庭的保育の補助者について子育て支援員の研修を受講していただく。

「一時預かり」についても、保育士の方以外の保育従事者について同じく共通研修と地域保育のコースを受講していただくということになっております。

「事業所内保育」の19人以下についても、小規模のB型と同じということになってございます。

私からの説明は、以上でございます。

○鈴木職業家庭両立課課長補佐 続きまして、私は職業家庭両立課の鈴木と申しますが、ファミリー・サポート・センターの関係について説明させていただきます。

今ごらんいただいています参考資料1の4ページ目をごらんいただければと思います。事業の概要につきましてはこちらのとおりなのですが、現在核家族化、あるいは都市化を背景といたしまして、育児に関して地域で助け合う機能が失われてきている状況があります。こうした中で、地域に存在していた助け合いの機能を代替する相互援助活動と我々は

言っておりますが、こちらの組織化をして市町村がこれを支援していくというのが事業の概要になります。こちらにつきましては、平成6年度から実施しております。

具体的には資料の右下にございますけれども、子育て中の労働者や主婦の方々に援助を受けたい会員さんですね。依頼会員と言っていますけれども、こちらと子育てを終えた主婦等の援助を行いたい会員、これを提供会員と言っておりますが、こちらとの間の相互援助活動について連絡調整等々を行うということになります。

なお、事業の実施主体につきましては市町村になりますけれども、センターには真ん中にありますアドバイザーが配置されておりまして、会員の募集、登録、その他の業務であるとか、あるいは実際の相互援助活動の調整、そして今回御議論いただきます会員に対する相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催などの業務を行っております。

なお、相互援助活動の例といたしましては資料の左側を見ていただきたいのですが、こちらにつきましては例えば保育施設の開始前とか終了後の子どもの預かりであるとか施設までの送迎、あるいは放課後児童クラブの終了後の子どもの預かりだとか、その他冠婚葬祭、子どもの学校行事とか買い物等々の外出とかいろいろありますけれども、そういったさまざまなケースに対応しておりまして、援助を受けた会員から援助を行った会員に対して報酬が直接支払われるといった事業の内容になります。

また、その実施の状況につきましては左の下にございますけれども、平成25年度末現在738の市町村が事業を実施しておりまして、会員数につきましては援助を受けたい会員、依頼会員が47万人、援助を行いたい会員、提供会員が約12万人、これが現在登録されているということになります。

なお、ファミリー・サポート・センター事業につきまして参考資料の1枚紙の横のものでございますが、こちらの従事要件の整理表にありますとおり、市町村が提供会員に対して講習を実施するということが事業の必須要件となっておりますけれども、講習の内容とか時間等につきましては実施主体である市町村が独自に定めております。

しかしながら、預かる子どもの安全等々が配慮が必要ということで、参考資料2の16ページ、最後のページで別紙6となっておりますけれども、こちらにありますとおり、事業の実施要綱の中で講座の項目であるとか講師、あるいは時間配分等々につきまして24時間程度の講習の内容を参考までに提示させていただいておりまして、提供会員につきましてはこの内容に準じた研修を修了して活動を行うことが望ましいとしているところでございます。以上になります。

○竹中育成環境課課長補佐 続きまして、放課後児童クラブの関係でございます。育成環境課の竹中でございます。

資料は参考資料1の5ページ目、「放課後児童クラブについて」という資料をごらんいただきたいと思います。

御承知のとおり、放課後児童クラブにつきましてはいわゆる共働き家庭などの留守家庭のこれまでおおむね10歳未満の児童、小学校3年生程度の児童に対して、児童館や学校の

余裕教室を活用しまして放課後等に適切な遊び、生活の場を与えてその健全育成を図るということでございました。

今回、平成24年の児童福祉法の改正によりまして、この対象年齢を小学校に就学している児童ということで6年生まで拡大したというところでございます。これは、子ども・子育て支援新制度の施行と合わせて来年4月の施行を予定しているところでございます。

また、現状ですけれども、放課後児童クラブは現在約2万1,500か所、登録児童数は約89万人という状況でございます。今回、子ども・子育て支援新制度におきまして市町村でニーズ調査を実施していただいて、今後5年間でどれぐらいの数の確保が必要かということで、放課後児童クラブにつきましては先行的に国で集計したところ、5年後に約120万人の児童の受け皿が必要ではないかという結果になりました。これは6年生までの潜在的なニーズも含めて、約120万人の受け皿の確保が必要ということで、今後5年間で約30万人の拡大を目指していくというような方向性を今、示しているところでございます。

また、資格の関係ですけれども、同じく平成24年に児童福祉法の改正によりまして、放課後児童クラブの質の確保をするという観点で、国が放課後児童健全育成事業の設備と運営の基準というものを策定するということになりました。4月30日に省令で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準をつくらせていただきまして、市町村におきましてはこの国の基準に基づいて条例を策定しなければならないこととなります。市町村にはこの運営基準に基づいて今、条例の策定をしていただいているところですが、運営基準の中にいわゆる職員の配置基準について規定してございまして、放課後児童クラブにつきましては放課後児童支援員を2名以上配置するということになっておりますが、そのうち1人を除き放課後児童補助員の代替でも可というような仕組みになっております。

さらに、その放課後児童支援員につきましては、今回新たに都道府県知事が行う研修を修了した者ということで、研修の受講が要件とされたところでございます。これについては、7月から放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会というものを既に立ち上げまして、都道府県知事が行う研修につきましては、その研修の科目や内容を検討会において御議論いただいているところでございます。

今回の子育て支援員の関係でいいますと、放課後児童クラブの場合には放課後児童支援員ではなくて放課後児童補助員になるべき方々の資質の向上を図るということで、同様の研修の科目等の御検討をしていただくことになっておりまして、先ほどの研修企画検討会の中でそういった研修科目の検討なども合わせて行っていただきたいと考えているところでございます。

放課後児童クラブの関係は、以上でございます。

○尾高家庭福祉課課長補佐 続きまして、社会的養護の関係で御説明させていただきたいと思えます。資料につきましては6ページと7ページであります。まず6ページのほうから御説明させていただければと思えます。

私は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の社会的養護を担当しています尾高と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

まず6ページにつきましてですが、「社会的養護の現状」ということで、それぞれの数字を表にしたものでございます。社会的養護というのは何ですかということで、まず保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として社会的に養護を行う。これが、社会的養護のいわゆる定義になります。対象児童は約46,000人ということになっております。

下に黒い枠で2つほどの大きな枠がありまして、上側の枠ですが、「里親」と「ファミリーホーム」というものがあります。里親というのは、夫婦でそういった子どもさんを養育する委託を受けるということで養育しているものであります。里親さんと呼んでおります。隣に「ファミリーホーム」というものがありますが、養育者の住居において家庭養育を行うということで5～6名ということでありまして。

里親さんが大きくなったものをファミリーホームといっております。違いは里親さんは4名、ファミリーホームについては5～6名ということで、人数が多くなるとファミリーホームのような形になってくると覚えておいていただければと思います。この里親とファミリーホームを合わせて家庭養護という言い方をしております。

下の表にいきます。「施設」とありまして、「乳児院」「児童養護施設」「情緒障害児短期治療施設」「児童自立支援施設」「母子生活支援施設」「自立援助ホーム」と、それぞれあります。これらを全部合わせて施設養護と呼んでおります。

まず「乳児院」からでございますが、これは赤ちゃんの施設でありまして、親がいないとか、虐待を受けたとか、そういうような赤ちゃんを措置して養育するというものでございます。

「児童養護施設」は、赤ちゃん以外のそういったお子さんを養育するというので、18歳をまず一つの区切りにしておるところでございます。

「情緒障害児短期治療施設」につきましては、こういう乳児院や児童養護施設とはちょっと毛色が違いまして、治療支援施設ということで、治療の面からそういったお子さんたちを養育していくところです。

お隣の「児童自立支援施設」は今度は非行の関係で、特に家庭環境上厳しいお子さんを預かるということです。

「母子生活支援施設」につきましては、この中でも唯一お母さんと子どもさんが一緒に生活をするところです。

「自立援助ホーム」につきましては義務教育を修了した児童でありまして、そこで自立生活支援をしていくところということになっております。

それぞれの施設の役割を子どもの状態に応じて養育をするということで、これを施設養護と呼んでおります。

次の7ページをごらんください。こういった施設に対しまして、特に「乳児院」と「児童養護施設」につきましてはできるだけ家庭的な環境の中で安定した人間関係のもとで育

ることができるように行っていきたいと考えております。この「より家庭的な養育環境」という矢印が、我々の施策のポイントになってきます。

施設につきましてはケア単位の小規模化、それから里親やファミリーホームなどの家庭養護を推進していきますということであります。

一番左側のくくりの中で「児童養護施設」というものがあります。ごらんください。中には大舎と中舎と小舎というものがあります。これは子どもの養育単位という意味でありまして、大舎というのは子どもが20人以上の大きな枠として見ます。中舎については13～19人です。小舎が12人以下ということになっております。こういった施設について職員配置として、職員は施設長のほかに就学前児童であれば子どもが5.5人に対して職員1人、3歳以上については子どもが4人について1人というような形の職員配置があります。

こういった「児童養護施設」、あとは下にも「乳児院」というものがありまして131か所あるとございますが、こういったものをより家庭的な環境に変えていくということで、その右側にずれると「小規模グループケア」というものがあります。これは本園の中、児童養護施設の先ほどの例えば大舎の20人以下のところを6人とか8人というように生活空間を分けるということで、その中で家庭的な環境、トイレがあったり、お風呂があったり、個室があったり、リビングがあったりというような生活空間をそれぞれつくっていくということであります。そういった小規模グループケアを本園の中であるとか、地域の中の住宅を借り上げて養育する分園型だとか、グループホームであるとか、家庭的な環境の中に移していきましょうということであります。

それで、右側のほうにずれていくと、今度は「ファミリーホーム」「里親」というふうに分かれていますが、この「ファミリーホーム」「里親」と左側の施設の違いというのは、施設のほうは基本的に職員のローテーション勤務で回るもの、右側の「ファミリーホーム」「里親」については基本的に夫婦型を想定しておりますので、子どもにとっては24時間365日同じ顔の人がそばにいることになります。

「ファミリーホーム」につきましては、養育者と補助者を合わせて3人ということですので、補助者もつくということであります。「里親」につきましては、児童4人までということで先ほども御案内したとおりでございますが、そういった中で夫婦で子どもの養育をいたしましょうということです。

こういった、より家庭的な養育環境というものを今後どうしていきたいかということでございます。下のところに少し黒い字で「将来像は」というのがあります。「将来像は、本体施設、グループホーム、里親等を各概ね3分の1 児童養護施設の本体施設は、全て小規模グループケアに」していきましょうということで施策の方向性を示しております。

ちなみに、この将来像というのは平成23年7月にまとめられました社会的養護の課題と将来像というものであります。これに沿って、我々は施策を進めているところでございます。以上でございます。

○汐見座長 どうもありがとうございました。

多分、地域子育て支援事業に入るものもこれから増えてくるかと思いますが、簡潔に今、内容について御説明がありました。その仕事をする補助要員の研修ということになるわけですが、今の御説明をお聞きになって、先ほどから少し意見を出していただいていますけれども、引き続き今日は全体を理解するということが大きな目標になりますので、理解を深めるための御質問だとか御意見について積極的に出していただきたいと思います。

その前に、参考資料の中に6-1と6-2というものがございます。ちょっとごらんいただけますでしょうか。矢藤構成員がきょうは所用で御欠席ですが、事前に説明を受けた上での御意見ですので、簡単ですから私のほうから代読したいと思います。

「■対象者の設定の検討を

対象者として「育児経験豊かな主婦等」が強調されると、保育の専門性についての社会における誤解を拡大しかねないという危惧から、例えば「保育や子育て支援の仕事に関心を持つ現在就業していない人」といった表現にしていかがでしょうか。

制度設計の現実的なターゲットとして、育児経験豊かな主婦がアプローチしやすいものにして、潜在的な女性の力を活用しようという意図は理解できます。

■研修の各科目の内容のガイドラインの提供を

研修の内容ですが、一つ一つの科目の内容の重要さに比べて提案された時間が、理想から考えて少ないことは否めないと思います。認可外保育施設で重篤な事故がより多いことから、生命の保持の観点から、十分な研修と連携園との連携が必要かと思われれます。

また満3歳未満児における情緒の安定の重要性、さらにその後の教育・保育につながる、生活と遊びを通じた多様な経験の提供といった観点からも、十分な研修が望まれます。ただ、小規模保育等が円滑に実施されるために研修のハードルを一定の程度にとどめることが必要だということは理解できます。

そこで、各科目の内容について押さえておくべき内容のガイドラインを用意し、研修の実施主体あるいは講師によって内容が大きく異なる、あるいは内容が不十分になるということがないように配慮することを望みます。それが、保育の質に懸念を持つ方々への一定の回答にもつながるかと思います。」

こういう御意見をいただいています。

これを私からちょっと補足しますと、最後のほうにおっしゃっているのは、実施主体が今回は市町村だけではなくて都道府県も実施主体になっていいことにしようとなってますね。市町村だけにしますと、それをなし得る市町村というのは非常に限られてしまうということで、希望者がいてもうちの市ではやりませんということが起こりますので、都道府県単位でもやっていただきたいという御意向だと思います。

そのときに、その実施主体、都道府県がどここの養成校に依頼するとか、NPO法人に依頼するということはあると思うのですが、その場合、やっている講師によってしゃべる中身がばらばらであるとか、場合によっては不十分であるとか、そういうことが起こらないためのガイドラインはきっちりつくっておいたほうがいいのではないかという矢藤構成員

の意見は私なども非常に共感しますけれども、そういう意見が出ているということであり
ます。

それから、もう一つは「船橋市における家庭的保育の基礎研修の概要」ということで、
船橋市の子育て支援部保育課からかなり細かなもので、現在、家庭的保育の研修を独自に
船橋市はやっておられるんです。それで、その研修は認定研修とまず現任研修に分けて、
認定研修のほうは1次研修と2次研修に分け、現任研修はフォローアップ研修と現任研修
に大きく分けて、それぞれの中身がこうなっているというふうに書かれています。

1次研修については認定研修ですが、講義6日間と保育実習が48時間、科目はこ
うなっているということです。それから、2次研修については基礎研修で講義が4日間で
実習が2日間、かなり細かな科目、専門性の高い内容になってきています。

それから、認定を受けた人に対して年に1回、2時間程度のフォローアップ研修をやる。
それから、年間18時間の現任研修をやるという重層的な研修システムになっているとい
うことです。そういうことが紹介されていますので御参考にしてください

裏には、この基礎研修の中身がもう少し細かく書かれています。

きょう議論するための基礎的な知識、それから今の状況理解についての御提案とか御説
明がございましたが、これからその研修の内容を定めたり、あるいは研修を踏まえてさら
にフォローアップしていくような制度をつくるかどうかということを議論していくために、
もう少し確かめておきたいとか、少し検討してほしいというような御意見等を出してい
ただければと思います。

では、お願いします。

○伊藤構成員 今、座長さんからお話いただきました資料6の船橋の事例なのですが、た
またま私のところなので補足して説明をさせていただきたいと思います。

今回どんなことをやるかということとか、講習の内容を決めなければならないかとい
うことでのお話ですが、実際に今、私どもで行っているのがどのような状態か。行く
立場でどんなふうになっているかということ、皆さんにひとつお話差し上げたいと思
います。

今回のお話の基礎になっているのが今、私どもの資料で見えていただきました中で2次
研修の基礎研修ですね。講義4日間と実習2日間というものが多分ベースになっているの
ではないかと思っています。これは、家庭的保育者の補助者を研修するときの研修内容でござ
います。

船橋の現状でございますけれども、今、家庭的保育者が14人、補助者が34人、預かり児
童は28人でございます。それで、この研修は現在年3回、7月と11月と2月に実施して
おりますけれども、年度の初めに私どものほうでスケジュールを作成しまして、時期が近づ
いたら補助者の研修をやるという旨、家庭的保育者に向けて周知していて、家庭的保育者
のほうから補助者を選んでいただくということになります。

受講者の選定につきましては、研修を受講する旨の連絡があった場合、私どもの事務担

当者、それから市のほうに保育園の園長経験者であります家庭的保育支援者がいますので、その者が面接をして受講してもらっているところでございます。

それから、利用者の負担、要するに受講料でございますけれども、これについては負担を求めているのですが、研修会場までの交通費は負担してもらっています。

テキストでございますけれども、これは先ほどガイドラインというお話がございましたが、今のところ船橋では基本的には独自で作成したテキストを使用しております。内容は大きく分けまして基礎的な知識と、保健衛生に関することと、食事や栄養に関することになってございます。

それから講師でございますけれども、船橋市では現在公立保育園の主任保育士や栄養士、看護師、その他に今お話をしました家庭的保育支援者が講師となって研修を実施しております。

研修に当たっての留意事項でございますけれども、現在のやり方ですね。保育園からの職員を講師として従事していることを考えますと、今やっている年間3回くらいが限度かもしれないとは思っております。特に事業者からの求めに応じて市が頻繁に研修することは今、私どもでやっているやり方ではなかなか難しいかなと考えております。

それから、配慮している事項でございますけれども、やはり保育所や家庭保育者宅での実習ですね。これは市の都合ではなかなか設定できないため、比較的受け入れが可能な曜日等をお願いしています。また、実際に受講者は仕事をしながら研修を受けている人等もいますので、ここですと講義4日と実習2日と書いてございますけれども、なかなかこれを受けること自体が難しいという相談があります。そういう方には、特に他の時間にその人のために対応しているところでございます。

それから、重要と考える科目等でございますけれども、やはり小さなお子様をお預かりしています事業でございますので基礎的な知識も大事だと思いますが、その反面、子どもさんの健康管理や感染症への対応、アレルギー対応とか食事や栄養のバランス等に関して、これは職員、講師が講義の内容を徹底しているところでございます。

実際に講義を行っている立場から、今このような内容ということでひとつ御参考になればと思い、お話申し上げたところでございます。

○汐見座長　ありがとうございました。この基礎研修の1次研修の講師というのはどなたがやっておられるのですか。

○伊藤構成員　1次研修は、実際に家庭的保育者になる者の研修でございます。これも同じく、やはり公立保育園の保育士、看護師、栄養士等が行っているところでございます。

○汐見座長　ありがとうございました。

ということで、参考になる実際の船橋市のやり方の御説明が今ございましたが、御自由に御意見をどうぞ。

○橋本構成員　橋本でございます。先ほどもお話をさせていただきましたが、事業の説明を聞かせていただきまして、やはりこの子育て支援員（仮称）というのは先ほど座長のほ

うからも御説明がありましたように、保育補助の方を対象としていると考えられます。研修の内容を検討していく上で、その対象の方々がどのような機能を果たしていけるのかという枠組みは非常に重要かと思います。

その上で、先ほど事業の説明にもありましたように、利用者支援事業といいますのは相当の相談の知識、あるいはその対応ができる者ということになっておりますし、事業の今の補助単価も670万ほどになっております。そこに専従職員1名ということですので、かなりの力量の方が求められると考えられます。

そのような利用者支援事業の専従職員を、この子育て支援員（仮称）の資料4にあります図の中に含めて表現してしまうというのは、余りにも乱暴ではないかと考えております。

利用者支援事業の特定型の職員であればこの図の中にある程度ははまるのではないかと思います。また、さらに意欲のある方は、「保育士、家庭的保育者、放課後児童支援員に！」と書いてあるところに、利用者支援事業基本型職員を入れていただくなど工夫をしていただくと今後の研修の検討が行いやすいかと思います。以上です。

○汐見座長 申し訳ございません。資料の何ページのどこをこういうふうにと、具体的にお願いします。

○橋本構成員 資料4の「「子育て支援員（仮称）」の創設について（案）」の1ページです。そちらの図のところに、子育て支援員（仮称）は研修を受けると子育て支援員になって、その中で担える事業として利用者支援事業と地域子育て支援拠点事業がいずれも専任職員ということになっておりますが、この利用者支援事業の専任職員のところを特定型に限定して表記をしていただくと、ある程度は研修の内容も検討しやすくなるのではないかと考えられます。

○汐見座長 地域子育て支援拠点事業のほうは。

○橋本構成員 その事業に関しましては、基礎研修に加えて地域子育て支援拠点事業の職員になるための研修をワーキングのほうで検討すればよいのではないかと考えます。以上です。

○汐見座長 地域子育て支援事業のほうだけは、今の資料4の4ページで共通研修という10時間程度の研修を受けただけで専任職員になれることになっていますね。これについては、もう少しあれですか。

○橋本構成員 地域子育て支援拠点事業の職員に関しましては、現在でも保育士資格を有していらっしゃる方も子育て支援拠点事業に特化した研修を改めて受けていらっしゃるという状況がございますので、例えば地域支援のワーキングのほうでこの基礎研修にプラス地域子育て支援拠点事業の職員にふさわしい研修を検討してもいいのではないかと考えております。

○汐見座長 ここも2階建てにしたほうがいいということですね。

○橋本構成員 はい。

○汐見座長 わかりました。ありがとうございます。

今、積極的な御提案が幾つかございましたが、そういう形で今後の論点となるようなポイントを出していただければと思います。

では、お願いします。

○堀内構成員 堀内でございます。資料5のところに事業の具体的なイメージが載っておりまして、ここの「実施上の留意点」のところで私も多少不安がございますので発言させていただきます。

今回のこの研修自体は主に市町村、そして都道府県が研修を実施していく。そして、修了した方に認定証の交付をし、それから情報の管理までしていくということでございますけれども、先ほどのお話を伺っていると、例えば小規模保育従事者としての研修を受けて、その方が放課後児童クラブの補助員になろうと思った場合は、共通研修のところは免除して放課後児童クラブの補助員としての専門研修も受けられるというお話がございました。

そうなりますと、かなりこの情報管理、名簿の管理のところは市町村なり県なりがしっかりとやっておかないと、その認定証の交付あるいはまた全国共通の資格ということになりますので、そこは相当な労力と慎重さが伴うのではないかと思います。

現状では、どこが何をやるかというのはいまひとつわからない点がございまして、今後の中でその役割分担とか、事務的なことですが、全体の事務量の具体的なイメージを持って手順等も示していかないと、実施に当たっては大分混乱が起きるのではないかと思います。以上でございます。

○汐見座長 今の御意見は、資料5で先ほど御説明いただいた3ページのところに「実施上の留意点」という項目がございまして、支援員の認定証をまず交付しましょう。それで、認定証は幾つかに類別化して、子育て支援員何とかコース修了とするということで、今4コースがございまして、他のコースを受けたいという場合には共通研修は免除して2階建ての部分だけを受ければよいということにしましょうと書かれた後に、全国で使えるようにしていきたいということのために、この人はこういう認定証を所有している人ですということを都道府県、あるいは市町村が情報を共有していかなければこれはなかなかスムーズにいかないというのですが、この情報の管理について具体的に何か既に考えられていることはございますか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 まだ具体的な成案はございませんが、1つの自治体で受ける場合については1つの認定証の中に受けた共通何とかコース、何とかコースというふうに積み重ねていけばいいのですが、仮に自治体に移った場合、あるいはほかの自治体で研修した場合については、共通研修を受けたことの照会をよその自治体が当該自治体にして、そこで共通してデータが相互に確認できるような仕組みを持てないかということを考えております。

○汐見座長 これについて、何か御意見はございますか。何か御提案はございますか。

○堀内構成員 今のところ具体的な提案はないのですが、私は放課後児童クラブのほうのワーキングにも入らせていただいています、あちらでも認定研修を来年度から実施していくことになりますと、その放課後児童クラブのほうの名簿管理、情報管理もございいます。その上にこの子育て支援員のほうが入ってくるということで、それだけでもかなりの事務量になるかなと思います。

ですので、全国に通用する資格の情報管理というのは共通した問題だと思います。何かそこにもうちょっといい手だてがないかなと今、私も具体的な提案を考えているところでございます。

○汐見座長 これは追々、議論したいと思います。それでは、ほかをお願いします。

○古閑構成員 古閑でございいます。私のほうからは、地域の育児力向上を基礎自治体とともに長年携わってきた立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

今回、地域の人材、主婦の方々を中心に地域の人材の活力を発掘し、発展させる方法として、この支援員の制度があることの意義は大変大きいかと思っております。

一方で今回、主に養成のところが中心の議論になるかと思うのですが、私のほうから特に認定後のバックアップ研修、例えば家庭的保育のガイドラインでいうと現任研修のところになってくるかと思うのですが、認定後のそういうフォローアップであったり、現任研修の部分をこの議論の中でぜひ皆さんと検討させていただけたらという意見を述べさせていただきたいと思います。

特に現任研修となってくると、基礎自治体とのより綿密な連携というものが重要になってくるかと思えますけれども、そういう意味でも今、意見でも出ましたが、情報管理のところに関連してくるかと思えますけれども、基礎自治体と協力しながらそういう現任研修、認定後のフォローアップ研修後もこの会議の中で議論させていただけたらと思って意見を述べさせていただきます。以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。

先ほどの船橋の現在やっておられるやり方でも、今、古閑構成員はあい・ぽーとステーションですとやっておられるわけですが、研修の最初の時間はそんなに多く設定できないということもあって、とにかく現場に出ていただいた後、実際にやってみてなかなか思うとおりにいかないとか、こういう場合どうしたらいいのかと悩むということがあった場合、それをきちんと検討して実際に解決していけるようなフォローアップが大事ではないかという2つの事例が、ともに出ていました。

船橋の場合はそれは主としてある程度つかめているんですが、今、古閑構成員のおっしゃったのはそれ以外のところがやった場合にも自治体とのきちんとした連携がないとなかなかそこは難しいのではないかということで、フォローアップを実際にやっていく場合にどういうことが配慮されなければいけないのかをもう少し検討していただきたいという御意見だと解釈してよろしいでしょうか。それも大事な論点だと思いますので、どこかで議論したいと思います。

○尾木構成員 尾木でございます。

まず、地域保育に対しては補助者という方たちが子育て支援員の対象となるわけですが、保育の単位が小さければ小さいほど、補助者といえども保育者と同じ役割をしています。何か指示、命令を出す責任者がいて、そしてそのもとに動いているという状況ではありませんので、一人一人が保育者と同じ役割を担い、自分で判断をして動かなければならないというところをぜひ御理解いただいて、この研修が補助者だからこの程度でいいというような内容にならないようにしていただきたいと思います。

それから、1つ質問なのですが、参考資料1のほうで一時預かり事業について御説明いただいたのですが、この参考資料5というものと比べると一時預かりの対象は保育士または保育従事者ということなのですが、この一時預かり事業の中には幼稚園の預かり保育や、あるいは訪問型も含まれていますけれども、この預かり保育、あるいは訪問型保育を担う人も子育て支援員の研修を受講することになるのかどうか。

それから、地域型保育のほうで居宅訪問型保育事業のところに「必要な研修を修了し」という文言がついていますが、こちらの「必要な研修を修了し」というのは居宅訪問型についてはまだ決定していないということでしょうか。

○汐見座長 これはどうですか。お願いします。

○田野保育課課長補佐 保育課の田野でございます。

まず一時預かりのほうにつきましては、幼稚園型については従来のといたしますか、幼稚園で行うものですので、幼稚園教諭、保育士ということになると思いますので、ここで言っているところの研修の対象ではございません。

あとは、訪問型についてはどちらかといいますと居宅訪問型保育のほうに内容が近いのではないかと考えてございますので、その居宅訪問型保育については今のところ子育て支援の研修の対象には入っていないということではあるのですが、ただ、これについては地域保育のワーキングのほうで御議論いただいて、取り扱いについては考えたいと思っています。

○汐見座長 尾木構成員、よろしいでしょうか。

○尾木構成員 はい。

○汐見座長 ほかにいらっしゃいませんか。お願いします。

○堤構成員 松戸市の子育て支援課のほうで仕事をさせていただいているのですが、松戸市では子育てスタッフ養成講座をやって、その後に人材バンク制度をつくっております。それで、今まで平成22年から毎年40人の方に講座を受けていただいてバンクのほうに登録して子育て支援事業に就職していただいているという制度です。

そこで今までやってきた課題で、まず保育士の資格がある方は保育所にも職員として働くような仕組みをつくっているのですが、この制度でお勉強された方は皆さん拠点の広場の、より簡単なというんでしょうか、そう言うところと違うかもしれないんですが、保育は7時から7時で大変なので皆さん遠慮されます。対象は20歳以上ですが、子育てが終

わった女性の方がほとんどで、高齢の60代、70代の方も研修を受けられております。

あとは、研修の負担費用です。船橋市さんは無料だということだったのですが、無料にしてしまうとお勉強だけしたい人、子育ての勉強をしたい人は登録するのですが、実際にこちらのほうから保育士、保育園の方から相談をすると、今はちょっと忙しいから働きたくないというようなことが起きてしまうので、ある程度費用を負担していただいたほうが御本人のやる気にも通じるのではないかと思います。

松戸市は、利用者支援ということで子育てコーディネーターをさせていただいているのですが、先ほどの橋本先生の御意見と一緒に子育てコーディネーター、利用者支援者は全然違うレベルの人だと考えていまして、拠点の広場のスタッフの中心的存在の人をまた研修を受けて認定しているという状況がありますので、橋本先生の意見と一緒に、利用者支援はこちらの子育て支援員からは抜いたほうがいいかなと思っております。

○汐見座長 これまた検討しなければいけない事業だと思います。

ほかになれば、先ほどの尾木構成員の御質問と絡めて、改めてきょうの段階で整理しておきたいと思ったのですが、先ほど尾木構成員から出たのは、規模が小さくなればなるほど補助員と、例えば保育資格のある人とが一緒に仕事をしていたとしても、実際は同じような仕事をするようなことになるので、大事な仕事をするんだという自覚とかミッションとか、そういうことについては支援員といえどもどこかでしっかり認識してもらう必要を何か枠として考えておかなければいけないんじゃないかという御意見だったと思います。

実際には、例えば放課後児童クラブ、学童クラブなども資格のある人以外にいろいろ手伝ってもらっていますね。だから、こういう支援員制度をつくらなくても実際にはやっています。それが、こういう支援員制度をつくることによってもう少しその辺の自覚とか、仕事の専門性が確実に上がることが期待されるというふうに、一番ある意味では効果が期待されるというのは全部がそうなのか。それとも、ここは特にそういうことを期待しているところがあるのでしょうか。鈴木さんをお願いしたいのですが。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 これまで研修を要件としていなかったものにつきましては、研修を課すということで技術だけではなくて知識なども入ってくるので、そういった意識の高まりなどは期待できると思います。

○汐見座長 例えば、私などが聞いていて、特に小規模保育所のB型ですね。A型は分園のような形になりますから保育士でやる。これはわかります。

それから、確認しておきたいのですが、C型は家庭的保育員が例えば2人、3人で一緒にやるような場合ということで考えておいてよろしいのでしょうか。この場合は、看板もやはり保育ママさんたちがやっていますよという形になりますから、外から見てもわかりますね。ですから、親が選択するとき、A型の分園と家庭的保育ママさんがやっているところとちょっと違うんだということはわかりますね。

ただ、もちろんその専門性がそんなに違ったら困るんですけども、B型というのは保育士が2分の1以上というのですが、それ以外の人については今のところ必ずしも要件が

はっきりしていないのでしょうか。それに、ここも微妙ですが、支援員の資格は最低持っていなければいけないとするのかどうかというあたりです。その辺はいかがですか。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 B型につきましては、保育士以外の方については保育従事者として市町村長が行う研修を修了した方となります。

○汐見座長 その中身はある意味、書かれたわけですね。ですから、そこは一つの形をとるということになると思いますので、見方によっては、最低限これは取っておかなければいけないことになりそうですし、それで保育士と似たようなことをするので先ほど構成員が言った、自覚だとか何かはしっかりしてもらわなければいけないという問題が出てくるということはあると思いますが、いずれにしてもこれは制度化する問題がある程度見えてくるというのか、解決するということになるので、そのあたりを私たちはイメージしながら少し議論を深めたいと思います。

あとは、どうでしょうか。お願いします。

○松村構成員 放課後児童クラブの検討会でも出ているのですけれども、今まで資格がなくてもやってきたようないろいろな子育て支援の場所をもう少しプロフェッショナルにしていくということが、多分この動きの一番大きな要因ではないかと思うんです。

それで、例えば子育てをした人ならばできるということではなくて、子育てをした人が予備軍としてはあるけれども、やはり社会的に他人の子どもを見ていく。40年前の子育てではなくて、今の子どもを見ていくというようなアイデンティティーとかプロフェッショナルな部分をどうつくっていくかということが一つのポイントであると思います。

もう一つは、さっき尾木構成員が言われたように、この対象になっているところは大体やはり小規模だし、補助員ということではあるけれども、かなり自立的で、かなり主体的に動かなければいけない人たちが対象になっていますので、そこを今までと同じに誰でも志があればできるよという形ではないものにどうしていくかということがはっきり明確に打ち出されれば、この子育て支援員の意味というものはとてもあります。

ですから、例えばこれをグレードアップしてどういうふうにもう少し違う資格につなげていくかということもそうなんですけれども、ベースとして子育て支援員にただ研修をするということではなくて、子育て支援員はプロフェッショナルリゼーションのファーストステップだというような位置づけをきちんとしていただきたいと思います。以上です。

○汐見座長 ありがとうございます。非常に大きな問題で、保育士そのものも保育士1種類しかないという問題もあって、これも含めて今のことは日本全体の子育て支援にかかわる資格の重層化というようなこととつながっていきますので、問題としては整理しておかなければいけないかもしれません。

ありがとうございます。そろそろ2時間になるのですが、ほかにきょう発言しておきたいという方がいらっしゃいましたら出してください。

特にいらっしゃらないようでしたら、きょうのところの議論はここまでにしたいと思います。もう一度、きょういただいた資料等を精査していただいて、気がついたところ、そ

れから論点にしていきたいと思っているところについて、もし何か新たに見つかりましたら1週間以内をお願いしたいのですが、文書でもメールでも結構ですが、意見を出していただければと思っています。それをもとに、事務局においてきょうの議論の整理と、それからこれからもし意見が出ましたらそれを踏まえた論点を少し整理していただいて次回の議論につなげたいと思っています。

それから、きょうは議論できませんでしたが、共通研修科目の内容のイメージが既にきょう出されています。こういう科目内容、それからシラバスに近いものが出ていますが、それでいいのかどうか。先ほど、ガイドラインをつくったほうがいいという意見がございましたので、そういうことも含めて次回に集中して議論したいと思います。

それでは、次回の日程等について事務局のほうからお願いいたします。

○鈴木少子化対策企画室室長補佐 本日は誠にありがとうございました。

次回の日程につきましては、事務局のほうから後日御連絡をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○汐見座長 それでは、どうもありがとうございました。きょうは第1回目でしたが、実り多い議論ができたと思いますので閉会させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。